

海外慰安旅行費用の取扱い

Q : 当社では、毎年、従業員全員を対象に慰安旅行を実施しています。昨年度の実績が良かったので、今年度は海外旅行を計画しています。この場合の旅行費用は従業員の給与として課税する必要はありますか？

A : 一定の要件を満たし、社会通念上妥当な金額であれば、給与として課税する必要はありません。

【解説】

会社が従業員のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担する場合、これらの費用は福利厚生費用となり、原則として従業員の給与として課税する必要はありません。

ところで、以前は海外旅行を実施した場合は、一般的な慰安旅行とは取り扱われず、給与として課税されていました。しかしながら、昨今では海外旅行者が急増し、さしてめずらしい行事でなくなったため、次の要件を満たしており、金額も多額でなく妥当な範囲内であれば、社会通念上一般的に行われる慰安旅行とみなされ、福利厚生費用として取り扱われるようになりました。

- (1) 旅行期間が4泊5日（海外の場合は目的地の滞在日数）
- (2) 全従業員の50%以上が参加

なお、不参加者に対し金銭を支給した場合には、不参加者だけでなく参加者についても、その不参加者に支給した金銭に相当する金額が給与課税されますのでご注意ください。

